

# 大 館 市

国民健康保険  
福祉医療制度  
後期高齢者医療

# あんない

平成 29 年 6 月号

編集と発行 大館市 市民部 保険課 ☎43-7046  
Eメール kokuho@city.odate.lg.jp

## ジェネリック医薬品を活用してみませんか？

近年、高齢化や生活習慣病の増加に伴い医療費が増加しています。市では、増加する医療費を少しでも抑えるため、ジェネリック医薬品の普及・利用促進に取り組んでいます。ジェネリック医薬品を利用することで、ひとりの負担(各家庭の薬代)だけでなく、みんなの負担(国保の給付支出)の削減にもつながります。



### ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が終了したあとに、新薬と同じ有効成分を持ち、同じ効能があると厚生労働省から認められた薬です。ジェネリック医薬品は新薬と比べて医薬品の開発期間が短いため、開発費を大幅に抑えることができます。そのため、低価格で販売することができます。

また、ジェネリック

医薬品は、薬の形や大きさを変えたり、苦味を抑えたりすることで、薬を飲みやすくするための工夫がされている場合もあります。



### ジェネリック医薬品の注意点

- すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 医師が使用を認めない場合は切り替えることができません。
- ジェネリック医薬品に変更しても、薬代の差額が少ないなどの理由で窓口での自己負担があまり変わらない場合もあります。
- 心配な点・疑問な点がある場合は、医師や薬剤師に相談して、十分な説明を受けてから利用してください。

### シールでジェネリック医薬品希望の意思表示ができます！

医師や薬剤師にジェネリック医薬品の処方をお願いしたいかたのために、保険証に貼ることでジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えられるシールを配布しています。ご希望のかたは保険課までお越しください。



### ジェネリック医薬品の普及率

新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品の両方が存在する薬において、ジェネリック医薬品が選択される割合は、全国的に年々増加しています。秋田県でもジェネリック医薬品が選択される割合は年々増加しており、平成28年11月時点で全国平均とほぼ同等の水準となっています。

新薬とジェネリック医薬品の両方が存在する薬において、ジェネリック医薬品が選択された割合(数量ベース)

	H 26 年	H 27 年	H 28 年 4~11 月
全国	56.4%	60.1%	66.1%
秋田県	53.1%	58.2%	66.0%

(厚生労働省 HP 最近の医療費の動向調査より)



# 平成29年度 国民健康保険税について

お問い合わせ 税務課市民税係 ☎43-7033

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	8.43%	21,000円	19,000円 ※特定世帯 9,500円 ※特定継続世帯 14,250円	540,000円
後期高齢者 支援金分	2.35%	6,000円	5,000円 ※特定世帯 2,500円 ※特定継続世帯 3,750円	190,000円
介護分	2.50%	7,900円	5,600円	160,000円

※特定世帯とは、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したため、国民健康保険の被保険者が1人だけの世帯で、その後期高齢者医療制度に移行したかたが同じ世帯にいる世帯です。また、特定世帯に該当した月から5年を経過すると、特定継続世帯に移行します。(移行後3年間)

## 保険税が国保を支えています

国民健康保険(国保)加入者が医療機関で受診した場合、その医療費の自己負担分以外は国保が負担しています。その財源として、加入している皆さんが納めている国民健康保険税(以下、保険税)が最も重要な柱となっています。

職場の健康保険などに加入しているかた以外は、すべて国保に加入し、保険税を納めなければなりません。もし保険税の未納があると、国保制度そのものが成り立たなくなります。

国保に加入している皆さんの納める保険税が、国保を支えています。

## 保険税の特別徴収について

保険税の特別徴収とは、年金からの引き落としによって保険税を納める納付方法です。対象となるかたは次の条件すべてに該当する世帯主です。

- ・65歳以上75歳未満の国保加入者であること
- ・年額18万円以上の老齢等年金を受給していること
- ・同じ世帯の国保に加入しているかたが全員65歳以上75歳未満であること
- ・世帯主本人の介護保険料と保険税の合計額が年金給付額の2分の1以下であること

なお、世帯主が75歳になる年度は特別徴収を行いませんので、納付書による納付や口座振替をご利用ください。

## 保険税の納付方法変更の 申し出について

保険税の納付方法を、申し出により特別徴収から口座振替による納付へ変更することができます(納付書による現金納付への変更はできません)。

## 手続きの方法

- ①金融機関へ口座振替の申し込みをします。既に申し込みが済んでいる場合は必要ありません。
- ②次のものを持参して左記の受付場所で申し出をします。

- ・口座振替申込書の本人控え等口座振替の申し込みが済んでいることが分かるもの
- ・印鑑(認め印可)
- ・保険税の納税通知書(納付書)

## 受付場所

大館市役所税務課市民税係  
比内・田代総合支所市民生活係

- ※納付方法によって、課税される金額は変わりません。
- ※これまでの保険税の納付状況によっては、納付方法の変更が認められない場合があります。
- ※納付方法が特別徴収のまままでよいというかたは申し出をする必要はありません。

## 納付書は世帯主あてに送られます

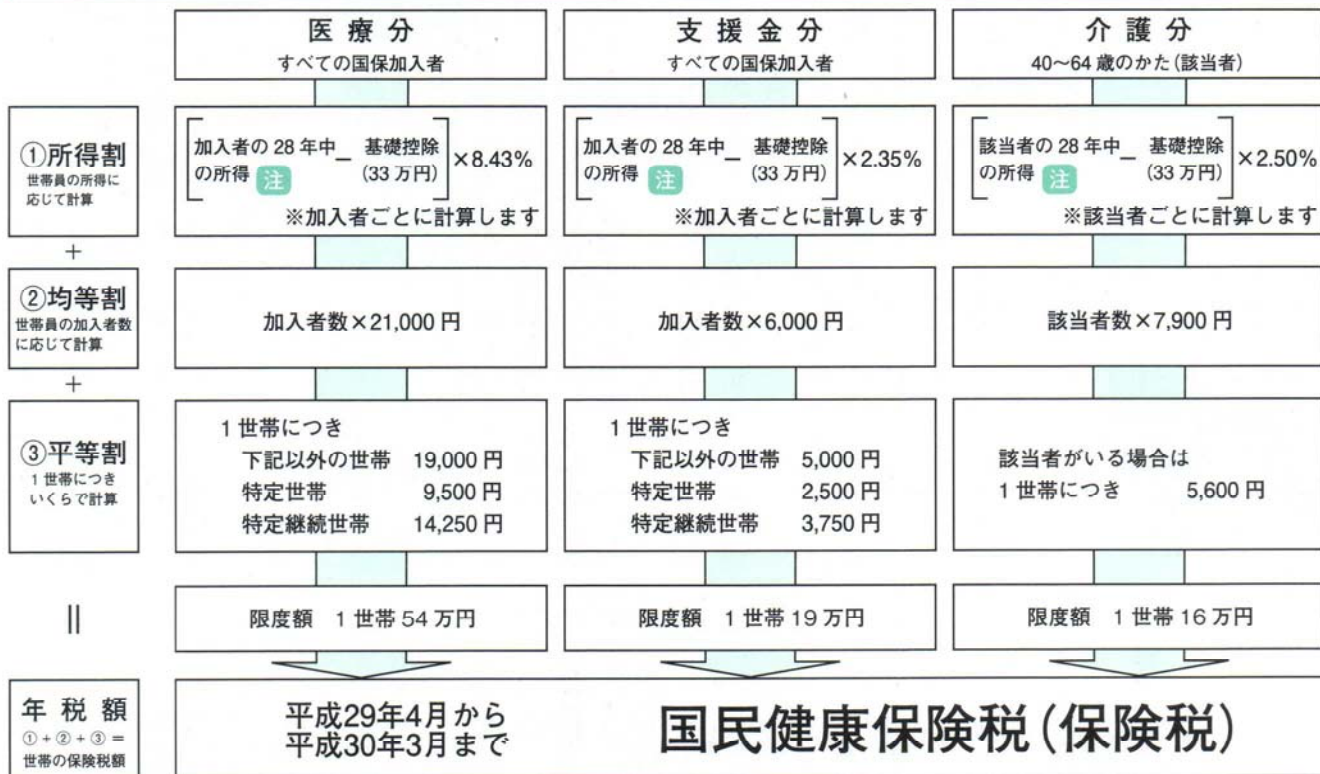
平成29年度保険税の納税通知書(納付書)は世帯主あてに7月中旬に郵送します。納付書の金額と納付方法、納期限などを確認し、納め忘れないようお願いいたします。



注 加入者の28年中の所得とは、総所得と山林所得、特別控除後の分離譲渡等所得(原則として損失がある場合は0円となります)の合計です。

## 平成29年度 国民健康保険税の計算方法と税率等

保険税は次の方法で世帯ごとに計算します



### 年度の途中に加入・脱退した場合

所得割・均等割をその年度の加入月数で月割計算します。世帯全員が中途加入・脱退した場合は、平等割も月割計算します(加入月数とは末日に国保資格がある月の合計です)。

●途中で加入したとき

年間保険税 ×  $\frac{\text{加入した月から年度末までの月数}}{12 \text{ カ月}}$

●途中で脱退したとき

年間保険税 ×  $\frac{4 \text{ 月から脱退月の前月までの月数}}{12 \text{ カ月}}$

### 年度の途中に 65 歳になるかた

#### 保険税

保険税の介護分は、あらかじめ65歳の誕生日の前月(誕生日が1日のかたはその月の前々月)分までの月数で月割計算しています。

#### 介護保険料

65歳になった月(誕生日が1日のかたはその前月)分からの介護保険料は、保険税とは別に長寿課から送付される納付書で納付してください。

### 年度の途中に 40 歳になるかた

40歳になった月(1日が誕生日の場合はその前月)分から医療分と支援金分に介護分を加算した保険税を納付します。

例えば 7月1日生まれ

7月2日生まれ

6月分から  
介護分を納めます

7月分から  
介護分を納めます

### 65 歳以上のかたの介護保険料

65歳になった翌年からの納付方法は、老齢等年金の年額などで異なります。

年金の年額が  
18万円以上のかた

年金の年額が  
18万円未満のかた

年金の支払いの際に、  
介護保険料があらかじめ  
引き落としされます  
(特別徴収)。

納付書や口座振替  
で納付します。

### 年度の途中に 75 歳になるかた

保険税は、あらかじめ75歳の誕生日の前月分までの月数で月割計算しています。

介護保険料についてのお問い合わせ

長寿課介護保険係 ☎43-7055



# 国民健康保険税の軽減・減免制度

## 国民健康保険税の軽減制度

世帯主(国保加入していない世帯主も含む)及び国保加入者全員の平成28年中の合計所得が一定基準以下の場合、保険税の一部(均等割、平等割)を軽減します。

平成28年中の所得で判定しますので、申請は不要です。詳しくは5ページをご覧ください。

### 国保から後期高齢者医療制度に移行したかたがいたがいたがいた世帯の軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行したかたを、特定同一世帯所属者と呼びます。

特定同一世帯所属者が世帯にいる場合、次のような軽減の特例があります。

・保険税の5割軽減と2割軽減の判定基準となる国保加入者の人数に特定同一世帯所属者も含めます。

これにより、世帯構成や年収が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

・世帯の国保加入者が1人だけの場合、最長5年間保険税の平等割額が基本額の半額になります。

6年目から8年目は平等割額が基本額の4分の1減額されます。



## 会社などの健康保険(被用者保険)の被扶養者だったかたの減免

被用者保険の本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であったかたが国保に加入した場合(加入時に65歳以上のかた。旧被扶養者と言います)の減免の制度があります。

減免後の保険税の額は次のとおりです。

所得割額	免除により0円
均等割額	軽減分を含めて 基本額の半額
平等割額 <small>(国保加入者が旧被扶養者のみで、かつ特定(継続)世帯ではない場合)</small>	軽減分を含めて 基本額の半額

国保加入手続きの際に旧被扶養者であると判明した場合は、国保加入手続きをすれば減免申請があったものとみなされます。国保加入の際に次のものをお持ちください。

- ・被用者保険の被扶養者でなくなったとき
- ↓「資格喪失証明書など」
- ・転入により国保加入するとき
- ↓「旧被扶養者異動連絡票」

## 失業したかたの保険税の軽減制度

解雇や会社の倒産など、非自発的理由で失業した65歳以下のかたの保険税が軽減されます。

この軽減制度の適用を受けるためには申請が必要ですので、ご相談ください。

お問い合わせ 保険課国保係

☎ 43-7047

## 保険税の納付が困難なかたへ

保険税の納付が困難なかたへは、納税相談を行っています。

お問い合わせ 収納課収納係

☎ 43-7036

## 国民健康保険税の減免申請

保険税の軽減制度とは別に、やむをえない事情により保険税の納付が著しく困難な場合には減免(一部または全部)する制度があります。

対象となるのは次のようなかたです。

・生活保護基準と比較して、その基準に満たないかた、または同程度のかた

・失業や疾病などで収入が著しく減少し、生活が非常に困難になったかた

・風水害などの災害で、所有する財産に被害を受けたかた

お問い合わせ 税務課市民税係

☎ 43-7033



注 合計所得のうち、土地・建物に係る譲渡所得は特別控除前(損失がある場合は原則0円)、事業所得は専従者控除前の所得

[5]

平成 29 年 6 月 号

## 軽減判定の基準

- ① 4月1日現在の国保加入世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の平成28年中の合計所得注で判定します。
- ② 4月2日以降に国保加入した世帯や世帯主変更があったときは、その時点で判定します。
- ③ 平成28年12月31日時点で65歳以上の公的年金所得者については、公的年金等所得から15万円を控除した額で判定します。

世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の28年中の合計所得	軽減割合
330,000円以下	7割軽減
(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×270,000円+330,000円以下	5割軽減
(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×490,000円+330,000円以下	2割軽減

## 軽減額

保険税の軽減額は次のとおりです。

区分	軽減割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
医療分	下記以外の世帯	14,700円	13,300円	10,500円	9,500円	4,200円	3,800円
	特定世帯		6,650円		4,750円		1,900円
	特定継続世帯		9,975円		7,125円		2,850円
支援金分	下記以外の世帯	4,200円	3,500円	3,000円	2,500円	1,200円	1,000円
	特定世帯		1,750円		1,250円		500円
	特定継続世帯		2,625円		1,875円		750円
介護分	共通	5,530円	3,920円	3,950円	2,800円	1,580円	1,120円

基準に該当する場合、次の計算式の金額を保険税から軽減します。

$$\text{国保加入者数} \times \text{均等割軽減額} + \text{平等割軽減額} = \text{軽減額}$$

※国保加入者が4人の世帯(特定<継続>世帯以外)が5割軽減に該当する場合の医療分は

$$\left[ \frac{\text{国保加入者数}}{4 \text{人}} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{均等割軽減額} \\ 10,500 \text{円} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{平等割軽減額} \\ 9,500 \text{円} \end{array} \right] = 51,500 \text{円}$$

51,500円が軽減されます。

また、年度の途中で国保に加入した世帯の場合、保険税額は次のようになります。

$$(\text{年間保険税額} - \text{軽減額}) \times \frac{\text{国保加入月数}}{12} = \text{保険税額}$$

### 平成29年度の納期限

納付書による納付や口座振替納付のかたは、8回に分けて納めることになっています。  
特別徴収(年金からの引き落とし)のかたは、年金支給月に引き落とされます。

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限 (口座振替日)	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日	平成30年 1月31日	2月28日

- ・平成29年度の保険税納税通知書(納付書)は、7月中旬に世帯主あてに郵送します。
- 納付書の金額と納付方法、納期限をご確認のうえ、納め忘れのないようお願いいたします。



# 我が家の保険税はいくら？

## 計算してみよう！

世帯内に 40 歳以上 65 歳未満のかた（介護保険の第 2 号被保険者）がいる場合は、医療分+支援金分+介護分の合計額が年間の保険税額になります。

いない場合は、医療分+支援金分の合計額が年間の保険税額になります。

<b>医療分</b> すべての国保加入者	<b>支援金分</b> すべての国保加入者	<b>介護分</b> 40～64 歳のかた
-------------------------	--------------------------	--------------------------

### 1. 所得割…所得に応じて計算します ※加入者ごとの算定額がマイナスのときは 0 円にします。

加入者の 28 年中の所得 -33 万円) × 8.43% 算定額	加入者の 28 年中の所得 -33 万円) × 2.35% 算定額	該当者の 28 年中の所得 -33 万円) × 2.5% 算定額
( ) -33 万円 × 8.43% 円	( ) -33 万円 × 2.35% 円	( ) -33 万円 × 2.5% 円
( ) -33 万円 × 8.43% 円	( ) -33 万円 × 2.35% 円	( ) -33 万円 × 2.5% 円
( ) -33 万円 × 8.43% 円	( ) -33 万円 × 2.35% 円	( ) -33 万円 × 2.5% 円
<b>計</b> ① 円	<b>計</b> ⑥ 円	<b>計</b> ⑪ 円

### 2. 均等割…世帯の国保加入者数、介護該当者数に応じて計算

加入者数 ( ) 人 × 21,000 円 ② 円	加入者数 ( ) 人 × 6,000 円 ⑦ 円	該当者数 ( ) 人 × 7,900 円 ⑫ 円
------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

### 3. 平等割…1 世帯につきいくらと計算 ※平等割については 2 ページをご覧ください。

1 世帯につき 19,000 円または 9,500 円 (特定継続世帯は 14,250 円) ③ 円	1 世帯につき 5,000 円または 2,500 円 (特定継続世帯は 3,750 円) ⑧ 円	該当者がいる場合 1 世帯につき 5,600 円 ⑬ 円
--	--	---------------------------------

### 4. 軽減額…該当世帯 ※軽減額については 5 ページをご覧ください

軽減割合により ④ 円	軽減割合により ⑨ 円	軽減割合により ⑭ 円
-------------	-------------	-------------

### 5. 年税額…平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月 ※100 円未満切り捨て

①+②+③-④=⑤ (限度額 54 万円) ⑤ 円	⑥+⑦+⑧-⑨=⑩ (限度額 19 万円) ⑩ 円	⑪+⑫+⑬-⑭=⑮ (限度額 16 万円) ⑮ 円
------------------------------	------------------------------	------------------------------

平成 29 年 4 月から 平成 30 年 3 月まで	<b>国民健康保険税 (保険税) ⑤+⑩+⑮=</b>	円
--------------------------------	-----------------------------	---

※保険税は前年の所得を元に計算しますので、所得税や市県民税の更正、所得金額の変更等により税額が変更になることがあります。



# 福祉医療費受給者証を 更新します

現在お持ちの受給者証の有効期間が平成29年7月31日までで、受給者証が自動更新となっていないかた<sup>※</sup>には、8月1日から有効の受給者証を7月下旬にお送りします。該当しないかたには非該当のお知らせをお送りします。

## ※受給者証の自動更新

左記に該当する受給者証が自動更新の対象です(更新申請書は送付しません)。

○「乳幼児及び小中学生」の受給者証(受給者番号が「3」で始まる受給者証)

○「ひとり親家庭の児童」の受給者証(受給者番号が「5」で始まる受給者証)

○「重度心身・高齢身体障害者」の受給者証(受給者番号が「8」で始まる受給者証)

ただし、受給者証の有効期間が身障手帳・療育手帳の再判定月末となっていて、新しい手帳が交付された場合は、改めて受給者証の交付申請が必要です。

福祉医療費受給者証	
対象区分及び 負担者番号	
受給者番号	
受給者 氏名	見本
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 29年7月31日まで
発行機関名	秋田県
及び印	大館市長
交付年月日	年 月 日



- ・受給者証の更新の際は、受給者などの健康保険の加入状況や平成28年中の所得などを確認します。
- ・平成29年1月2日以降に大館市に転入した場合など、他市町村の所得課税証明書の提出が必要なかたには、6月中に通知します。
- ・現在の健康保険の加入状況や、平成28年中の所得などが確認できないときは、受給者証を交付できないことがあります。
- ・所得制限により受給者証を交付できないことがあります。

申請・お問い合わせ

保険課医療給付係 ☎ 43・7046

## 福祉医療制度の対象になるかた

下記に該当すると思われるが現在受給者証を持っていないかたは、保険課医療給付係・比内総合支所市民生活係・田代総合支所市民生活係で申請してください。

対象区分	対象となるかた	所得制限など
乳幼児及び 小中学生	中学生までの児童 (中学校修了年度の3月31日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳には所得制限はありませんが、県からの補助金対象者を把握するため、所得の確認を行っています。</li> <li>・3歳以降は所得制限がありますが、所得制限により受給できないかたも入院時に限り受給できます。※申請が必要です。</li> </ul>
ひとり親 家庭の児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の児童</li> <li>・父母のいない児童</li> <li>・父または母が身体障害者手帳1～2級程度または障害のため労働が不可能であり、かつ常時の介護や監視が必要な状態にある家庭の児童</li> </ul> ※18歳の年度末まで該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限はありませんが、県からの補助金対象者を把握するため、所得の確認を行っています。</li> <li>・児童が会社などの健康保険(被用者保険)の本人(被保険者)の場合は受給できません。</li> </ul>
重度心身 障害(児)者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～3級の所持者</li> <li>・療育手帳Aの所持者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者保険の被保険者は所得制限があります。</li> </ul>
高齢身体 障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳4～6級を所持している満65歳以上のかた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限があります。</li> <li>・被用者保険の被保険者は受給できません。</li> </ul>



# 受けていますか？ 特定健康診査／後期高齢者の健康診査

市では、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入しているかたを対象に、6月から健康診査を実施します。

この健康診査では、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病のリスクを知ることができます。

同じような内容を自費で受けると約9千円掛かりますが、市が実施する健康診査は無料で受けられます。1年に1度の健診で、ご自身の健康状態をチェックしましょう。

## 対象者

### 【特定健康診査】

受診日時点で市の国民健康保険に加入し、今年度中に40歳以上のかた

### 【後期高齢者の健康診査】

後期高齢者医療制度に加入しているかた

## 内容

### 【必須項目】

- ① 受付
- ② 問診
- ③ 診察
- ④ 血圧測定
- ⑤ 身体計測(身長・体重・腹囲) ※腹囲は特定のみ
- ⑥ 尿検査(糖・たんぱく)
- ⑦ 血液検査(脂質・血糖・肝機能・尿酸・クレアチニン)

### 【医師が必要と判断した場合に行う検査項目】

- ⑧ 貧血検査
  - ⑨ 心電図検査、眼底検査
- ※⑨については、前年度の健診結果により対象者が決まります。該当する場合は、受診券に検査項目が印字されています。



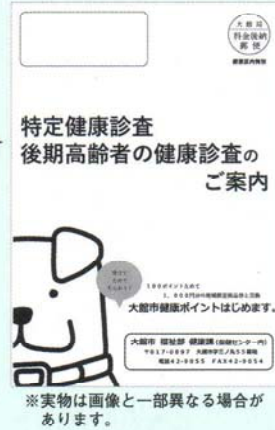
## 【健診受診の流れ】

### 1 受診券が届く

平成29年4月20日時点で対象となるかたへ、6月中に受診券の入った封筒がお宅に届きます。受診券が届かなかったかたは、お問い合わせください。

### 2 受診会場を決めて、受診する

集団健診方式・医療機関方式どちらかを選んで受診できます。詳しくは、受診券同封の案内をご確認ください。



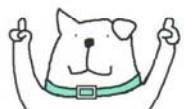
会場	集団健診方式	医療機関方式	
	各地区公民館や体育館など	市内実施医療機関	市立扇田病院
健診日時	6/13(火)～9/14(木) 午後のみ	7/1(土)～8/31(木) 各医療機関の健診受付時間内	9/1(金)～9/29(金) 午後のみ(予約制) ※期間内で健診日が限られています。
申し込み	不要	不要	必要

### 3 健診結果が届く

受診後、約1～2カ月で届きます。結果により生活習慣の改善が必要なかたへ、特定保健指導をご案内します。



お問い合わせ 健康課成人健診係 ☎ 42・9055





なぜ毎年健診を受ける必要があるの？

↓生活習慣病のリスクを早期に知り、  
生活習慣の改善につなげるため！

脳卒中や心筋梗塞などの重大な疾患につながる生活習慣病は、自覚症状がほとんどありません。自分では健康だと思っても、知らないうちに病気が進行していることもあるのです。

毎年健診を受けて1年ごとの検査値の変化を見ることで、早め早めの生活習慣の見直しができます。健診を効果的に活用するには、継続して受診することが大切です。

大館市国民健康保険以外の健康保険に  
加入している被扶養者のかたへ

お手元に届いている受診券の契約取りま  
とめ機関名等に「集合B」と記載のあるか  
たは、集団健診方式の会場で受診できます  
(ただし、「全国建設工事業国民健康保険組  
合」に加入しているかたは利用できません)。  
自己負担金等は、受診券でご確認ください  
い。詳しくは加入している保険先へお問  
合わせください。

よくある質問にお答えします！

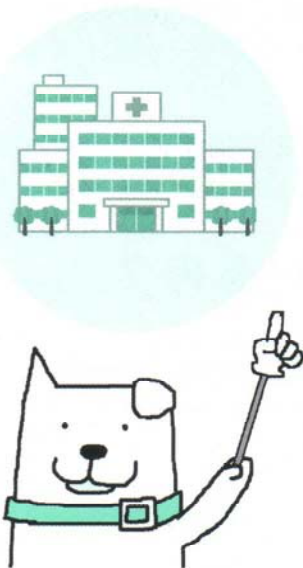
Q. 通院中で検査を受けているので、  
健診は受けられないですよね？

A. 通院中でも健診を受けられます！

健診で実施する全ての項目を通院先で検  
査しているとは限りません。健診の検査項  
目であれば、通院では費用が掛かる検査  
も、無料で受けられます。

市の健診では、脂質・血糖・肝機能など  
に加えて、腎機能を調べる「クレアチニン」  
と「尿酸」の検査を追加で実施しています。

健診の検査項目の中で普段検査していな  
い項目があれば、年に一度は市が実施する  
健診を受けることをおすすめします。



Q. 集団健診方式と医療機関方式、  
どちらで受けたいの？

A. 自分に合った方式を選んで  
受診できます！

お住まいの地区に関係なく、都合のよい  
会場を選ぶことができます。

公民館等で行う集団健診方式では、肺が  
ん検診や大腸がん検診等も同時実施してお  
り、一緒に受けられます。詳しくは、「平  
成29年度大館市健康ガイド(広報3月号と  
同時配布)」でご確認ください。

市内の医院等で行う医療  
機関方式では、午前中や土  
曜日に健診を行っているこ  
ろもありますので、ご自  
分の都合に合わせて受診で  
きます。ただし、がん検診は同時に実施し  
ていません。





# 健康を守る！ たばこ対策



お問い合わせ 健康課 ☎42-9055



## たばこが様々な病気の原因になる！

### がん

たばこの煙に含まれる 50 種類以上の発がん性物質が、肺や胃、肝臓、口や喉のがんを引き起こします。

### 糖尿病

血糖が高くなり、インスリンの働きが妨げられることで、糖尿病になりやすくなります。更には、脳梗塞や心筋梗塞・糖尿病性腎症など、合併症のリスクも上がります。

### 心筋梗塞

心臓の血管が詰まり、激しい痛みを伴う場合もあります。喫煙者は非喫煙者に比べ、約 3 倍心筋梗塞が起こりやすくなります。

### 歯周病

歯ぐきの腫れや出血が起き、歯を失うこともあります。また、たばこを吸わない人でも、受動喫煙によって歯周病の危険性が 3 倍以上高まります。

このほかにも、喫煙は喘息や COPD (慢性閉塞性肺疾患) などの呼吸器疾患、うつ病、骨粗しょう症などの原因になるほか、女性では妊娠や出産に関する危険性が高まります。

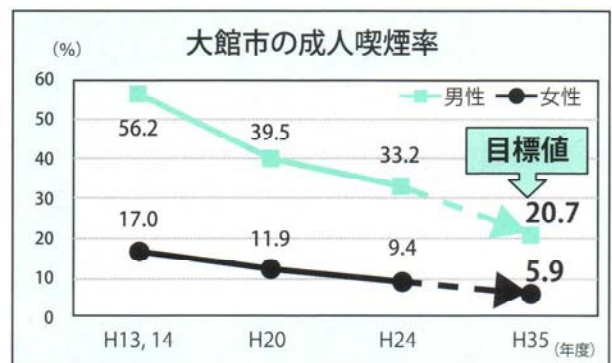


## たばこを吸う人はどのくらいいるの？

大館市の成人喫煙率は年々低下しています。しかし、喫煙は喫煙者本人だけでなく、周囲の人もたばこの害にさらす危険性があります。

今後もすべての人がたばこの害について正しく理解し、たばこの害から身を守ることができるよう、取り組みを続けていきます。

H 13,14 年度：コンピュータヘルスチェック 21 より  
H 20,24 年度：健康づくりに関するアンケート調査より  
H 35 年度：第 2 次健康おおだて 21 目標値より



## たばこ対策には分煙？禁煙？



### 害の無い空気をつくる方法は、禁煙だけ

非喫煙者がたばこの煙を吸い込むことで健康を害してしまう受動喫煙。対策をとっているから大丈夫と思っても、換気扇の下での喫煙や空気清浄機では有害物質を除去できません。更に、服や髪、部屋のカーテンや車のシートについたたばこの有害物質も、体には受動喫煙と同等の害を及ぼします。きれいな空気のためには禁煙しかありません。

### 禁煙を考えているかたへの治療・相談

禁煙を考えているかたは、禁煙治療のできる医療機関に相談してみましょう。市のホームページ『気になるたばこ』に禁煙治療に関する情報が掲載されています。



市のホームページ  
『気になるたばこ』